

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会からの意見の申出を踏まえ、特定任期付職員採用制度を導入するものです。

【条例改正の背景】

行政需要の高度化やDX推進などの高まりに伴い、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務について、特定任期付職員採用制度を導入するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

①条例の題名を変更します。

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

→ 港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

②特定任期付職員^{*}の採用及び給与について定めます。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【施行期日】

令和7年4月1日